

天領

Vol. **54**
2010/11



こうもり穴



洞窟の中はイワツバメが飛び交う



船上より一無数の穴が見える



立神岩

CONTENTS

● 平成22年度 通常総会開催	1
● 石見大田税務署長ごあいさつ	2
● 知っておきたい税務	3
● 青年部だより	4
● 囲碁問題	5
● 大田市の企業訪問 (有)山一電設	6
フラワーショップ サザンクロス	7
● 「大田・郷土の歴史の一考察」完成	8
● 不正ガソリン110番	8
● 税務処理における誤り易い事例	9
● 温泉津温泉夏祭り	10
● 会員親睦チャリティーゴルフコンペ	11
● 石見銀山うらばなし ～ その魅力を探る④～	12
● 納税証明書の交付請求は便利なe-Taxで！	18
● 大同生命保険株式会社	22
● AIU保険会社	24
● アメリカンファミリー生命保険会社	25
● 税のこぼれ話 ～ お金の穴～	26
● 編集後記	26
● 囲碁解答	26

■ 波根・久手海岸 エコ・アドベンチャーツアー

雄大かつ荘厳な景勝地、波根・久手海岸を、地元の漁師さんが操るホンモノの伝馬船で巡る「波根・久手海岸エコ・アドベンチャーツアー」が、7月1日より運航を開始しました。

このツアーは、波根旅館組合が企画し、JFしまね関係者らの協力のもと、観光客、さらに地元の人を対象として、海岸に着く漂流物の様子や独特の海岸線、洞窟等、地域資源を認識してもらうために発案されました。

アドベンチャー的要素に加え漂流物から環境意識を高めることを目的としたツアーで、子供から大人まで自然を堪能する事ができ、快晴であれば三瓶山や日御碕を遠望することもできます。

第一便に限り、帰港後に波根漁港にて、当日の朝に水揚げされた新鮮な魚介類を、大胆かつ豪快に捌く、朝ごはんのお刺身、トキ汁等が用意されています。今年は9月中旬まで試験的に就航を実施されましたが、来年度からも引き続き運航していく予定です。

・コース 波根漁港～掛戸松島～珪化木 ・時間 約30分～40分

平成22年度 通常総会開催

平成22年度通常総会は、5月26日、大田商工会館において、来賓に大野石見大田税務署長、竹下中国税理士会石見大田支部長ほかを迎え、会員多数の出席のもとに開催しました。

的場会長より今後の公益法人化への対応について、組織の強化並びに事業内容の充実に取り組むとともに社会に貢献する法人会として、より一層市民に向けた公益目的活動を推進したいとの挨拶がありました。その後、議事に移り、第1号議案「平成21年度事業報告並びに収支決算承認の件」、第2号議案「平成22年度事業計画並びに収支予算案承認の件」をそれぞれ満場一致で可決しました。

総会終了後、石見大田税務署の牛尾上席国税調査官から平成22年度税制改正について説明があり



ました。また、講師にコリア・レポート編集長の辺真一氏をお招きし、「アジアの風を読む ～日本を取り巻く国際情勢～」と題した講演会を開催し、朝鮮半島に重点を置いたアジアの諸問題について独自の視点からご講話いただきました。

平成21年度(第22期)収支決算書 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日

収入の部				
科目	予算額	決算額	増減△	摘要
1. 会費	5,800,000	5,545,000	△ 255,000	
1) 一般会費	5,600,000	5,370,000	△ 230,000	
2) 青年部会費	200,000	175,000	△ 25,000	@5,000円
2. 事業費補助金	4,400,000	4,391,100	△ 8,900	全・県法連助成
3. 社会貢献補助金	0	300,000	300,000	
4. 事業収入	100,000	539,000	439,000	ゴルフコンペ参加料外
5. 雑収入	77,801	131,335	53,534	預金利息、祝金他
当期収入合計(A)	10,377,801	10,906,435	528,634	
前期繰越収支差額	3,422,199	3,422,199	0	前年度繰越
収入合計(B)	13,800,000	14,328,634	528,634	

支出の部				
科目	予算額	決算額	増減△	摘要
1. 事業費	7,100,000	9,491,337	2,391,337	
研修・講習会等費	4,200,000	3,579,662	△ 620,338	講演会・資料配付外
社会貢献活動費	0	1,303,538	1,303,538	落語会・チャリティー
会報発行費	700,000	352,140	△ 347,860	
女性会活動費	500,000	1,150,446	650,446	女性会事業費
青年部活動費	1,000,000	1,105,551	105,551	青年部事業費
人件費	700,000	2,000,000	1,300,000	人件費按分
2. 会議費	1,200,000	1,329,288	129,288	
総会費	400,000	363,978	△ 36,022	
役員会費	400,000	601,006	201,006	
委員会費	400,000	364,304	△ 35,696	
3. 管理費	3,400,000	1,669,697	△1,730,303	
人件費	1,800,000	500,000	△1,300,000	人件費
事務局費	500,000	213,504	△ 286,496	通信費、消耗品費
渉外費	200,000	66,243	△ 133,757	慶弔費外
旅費	250,000	163,550	△ 86,450	出張旅費
負担金	500,000	645,400	145,400	県法連、税団協等
租税公課	80,000	81,000	1,000	法人県市民税
雑費	70,000	0	△ 70,000	
4. 予備費	2,100,000	0	△2,100,000	
当期支出合計(C)	13,800,000	12,490,322	△1,309,678	
当期収支差額(A)-(C)	△3,422,199	△1,583,887	1,838,312	
次期繰越収支差額(B)-(C)	0	1,838,312	1,838,312	

平成22年度(第23期)収支予算書 自平成22年4月1日 至平成23年3月31日

収入の部				
科目	本年度予算額	前年度予算額	増減△	摘要
1. 会費	5,600,000	5,800,000	△ 200,000	会費
1) 一般会費	5,400,000	5,600,000	△ 200,000	
2) 青年部会費	200,000	200,000	0	
2. 事業費補助金	4,400,000	4,400,000	0	全・県法連助成金
3. 事業収入	300,000	100,000	200,000	ゴルフコンペ参加料外
4. 雑収入	61,688	77,801	△ 16,113	預金利息等
当期収入合計(A)	10,361,688	10,377,801	△ 16,113	
前期繰越収支差額	1,838,312	3,422,199	△1,583,887	
収入合計(B)	12,200,000	13,800,000	△1,600,000	

支出の部				
科目	本年度予算額	前年度予算額	増減△	摘要
1. 事業費	7,900,000	7,100,000	800,000	
研修・講習会等費	3,500,000	4,200,000	△ 700,000	経済講演会・租税教育・資料配布他
会報発行費	700,000	700,000	0	会報発行
委員会費	200,000	0	200,000	
女性会活動費	500,000	500,000	0	女性会事業費
青年部活動費	1,000,000	1,000,000	0	青年部事業費
人件費	2,000,000	700,000	1,300,000	人件費按分
2. 管理費	3,100,000	4,600,000	△1,500,000	
総会費	400,000	400,000	0	総会費
役員会費	400,000	400,000	0	役員会費
委員会費	300,000	400,000	△ 100,000	委員会開催費
人件費	500,000	1,800,000	△1,300,000	人件費
事務局費	300,000	500,000	△ 200,000	通信費、消耗品費
渉外費	200,000	200,000	0	慶弔費
旅費	250,000	250,000	0	出張旅費
負担金	600,000	500,000	100,000	県法連、税団協
租税公課	80,000	80,000	0	租税公課
雑費	70,000	70,000	0	雑費
3. 予備費	1,200,000	2,100,000	△ 900,000	
当期支出合計(C)	12,200,000	13,800,000	△1,600,000	
当期収支差額(A)-(C)	△1,838,312	△3,422,199	1,583,887	
次期繰越収支差額(B)-(C)	0	0	0	

石見大田税務署長ごあいさつ



石見大田税務署長
大野利昭

今年、梅雨末期の大雨の後、今度は未曾有の猛暑が待ち受けていましたが、その中で当地域には明るい話題がふたつありました。そのひとつが夏の風物詩の高校野球。管内の2校が揃って熱い戦いを繰り広げてくれ、私達に素晴らしい感動を与えてくれました。皆様方も大いに一喜一憂されたことでしょう。中でも、27年振りの甲子園出場の夢は叶わなかったものの、準優勝という大金字塔を打ち建てられた大田高校ナインの皆さんに改めて賞賛の拍手を送りたいと思います。

そして、もうひとつが、「石見銀山の範囲拡大」の決定でございます。石見銀山遺跡は、平成19年7月の世界遺産登録後3年が経過し、観光客数がピーク時の81万人から昨年度は56万人まで落ち込んできていた矢先であり、この拡大により再び観光客が増加し、地域経済発展の起爆剤となることを願っています。

ところで、税務署では毎年7月に定期人事異動が発令されます。今年、別掲のとおり総務係長ほか3名の職員を新たに迎え入れました。前任同様よろしく願いいたします。

私は昨年7月から当署で勤務を始めて、はや1年が経過いたしました。社団法人石見大田法人会の皆様方をはじめとして、関係民間団体並びに地方税当局の皆様方の並々ならぬご支援ご協力により、当署の推進する各種施策も順調に推移しており、紙面をお借りして厚くお礼を申し上げます。

とりわけ、法人会の皆様方には、的場会長の下、「税を考える週間」行事への参加、租税教室への講師派遣をはじめ、一般市民の方をも対象とした各種講演会の開催や社会貢献活動の一環としての「愛の基金」へのご寄付など、各方面に渡っ

て幅広い活動を展開されており、私どもにとりましては、誠に心強い限りでございます。

更には、我々が最重要課題として取り組んでおります「e-Taxの利用拡大」につきましては、会として「役員企業90%・会員企業90%の利用」との具体的な目標を掲げられ、当署での法人税申告の利用割合の向上に大きく貢献していただいております。深く感謝いたしております。

さて、皆様方もご承知のとおり、昨今の税務を取り巻く環境は非常に厳しさを増しており、限られた人的・物的資源の中で、我々に課せられた「適正・公平な課税及び徴収の実現」のため、e-TaxをはじめとしたIT化や内部事務の一元化などの事務の効率化に取り組んでいるところでございます。

こうした施策が実を結ぶためには、皆様方のご理解とご協力が不可欠であることは申すまでもございません。どうか、本年度におきましても、昨年度以上のご支援をいただきますよう改めてお願い申し上げます。

最後になりましたが、社団法人石見大田法人会の今後ますますのご発展と会員企業の皆様方のご健勝並びに事業のご発展を祈念いたしまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

税務署人事異動（7月10日付）

石見大田税務署転入者

【総務課】

- ・総務係長 みきつとむ 造酒務
(岡山東署：資産調官)
- ・上席国税徴収官 つっいけ たけひろ 津々池 雄 広
(松江署：徴収上席)

【調査部門】

- ・上席国税調査官 さとう かずみ 佐藤 一 三
(大東署：個人上席)
- ・上席国税調査官 うえだ たつひで 上田 達 英
(吉田署：調査上席)

知っておきたい税務

消費税還付にはご注意を!!

Q 私は、会社を設立し、その会社で居住用賃貸マンションを建築する計画をしています。昨年の新聞報道等によると、賃貸マンションを建築し、自動販売機を設置して消費税の還付を受ける制度を見直しするとありました。どのように見直され、私の場合は、どうなるのでしょうか？

A あなたが、平成22年4月1日以降に会社を設立された場合は、消費税の還付を受けることは出来ませんが、その後の年度において還付を受けた消費税の大部分を返還(納付)することになります。

〔1〕今までの制度は

消費税は、課税売上に係る消費税から課税仕入に係る消費税を控除する前段階控除方式が採用され、税が累積しない仕組みとなっています。

ただし、マンションなどの住宅家賃は非課税売上とされ、このマンション建築に係る消費税額は、本来は仕入税額控除ができません。

しかし、家賃収入が発生する賃貸開始前の期間に自動販売機を設置して課税売上だけを発生させると、課税売上割合が95%以上となり、課税仕入れに係る消費税額の全額が控除可能になるという方法により、マンション建築に係る消費税額も控除できて、その結果消費税の還付を受けていました。

これを是正する法律として、建物などの100万円以上の固定資産(これを「調整対象固定資産」と言います。)を取得し、その後3年以内に課税売上割合が著しく減少した場合には、3年目に取得時に控除した過大な仕入税額を減額調整する措置があるのですが、当該3年目に免税事業者に

戻ったり、簡易課税制度を選択することで、この減額調整措置を回避する節税策が採られていました。

〔2〕改正の内容

上記〔1〕のようなことは、課税の公平の観点から好ましくないとのことで、次のように改正されることになりました。

(1) 事業者免税点制度の見直し

次の期間(簡易課税制度の適用を受ける課税期間を除きます。)中に、調整対象固定資産を取得した場合には、その取得があった課税期間を含む3年間は、事業者免税点制度が適用されず、免税事業者に戻ることはできなくなりました。

- ① 課税事業者を選択することにより、事業者免税点制度の適用を受けないこととした事業者の当該選択の強制適用期間である2年間
- ② 資本金1,000万円以上の新設法人につき、事業者免税点制度を適用しないこととされる設立当初の期間である2年間

(2) 簡易課税制度の適用の見直し

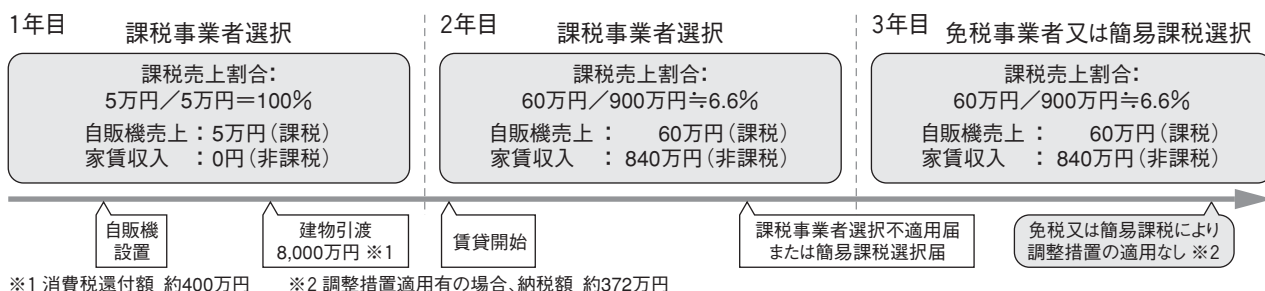
上記(1)により、事業者免税点制度が適用されない課税期間は、簡易課税制度の適用も受けられないこととされました。

〔3〕適用時期

上記の改正は、平成22年4月1日以後に課税事業者選択届出書を提出した事業者の同日以後開始する課税期間及び同日以後に資本金1,000万円以上で設立した新設法人について適用されます。

以上の改正により、減額調整措置を逃れることができなくなり、調整対象固定資産の取得時に消費税還付を受けたとしても、3年目には還付を受けた消費税の大部分を返還(納付)することになりますから、上記のような計画をお持ちの方はご注意ください。

〈自販機設置による節税方法の概要〉



第24回 法人会全国青年の集い とちぎ大会

「第24回法人会全国青年の集い とちぎ大会」が「とちぎ見・聞・論！ みんなで見よう！いろいろ聞こう！たのしく論ろう！」の大会スローガンのもと、栃木県宇都宮市に於いて平成22年10月14、15の両日、県総合文化センターなどで行われました。

本大会に杉谷会長、藤原副会長2名で参加してきました。

さすがに広い関東平野です。東北新幹線で、トンネルを1本もくぐることなく東京から一時間足らずで宇都宮に到着しました。

1日目の14日は租税教育活動のプレゼンテーションが行われました。

法人会では園児、小学生、中学生、高校生の租税教育に力を入れています。石見大田法人会でも最近力を入れて活動しているところですが、全国の租税活動を今回色々また勉強させて頂きました。

立川法人会の租税教育のベストプラティクス、各会の参考となり得る「立川モデルの構築」、小樽法人会のゲゲゲの鬼太郎紙芝居、那覇法人会の税金使い道バスツアーなど、色々な街の工夫を凝らした租税教育のプレゼンを知り、石見大田法人会の今後の租税教育に大いに参考になるものばかりでした。

翌日は部会長サミットで佐藤栄一宇都宮市長が「少子化時代に向けた魅力あるまちづくり」をテーマに講演されました。部会長サミット終了後、大会式典が行われました。今大会は約2300人が参加されたということでした。

来賓として福田富一知事らが出席されました。大会会長を務められた栃木県青年部会連絡協議会の上野勝弘会長は「滞在中はぜひ栃木を満喫して下さい。」と歓迎の言葉を述べられました。全法連青年部の張会長は「大会を通じて活発に議論され、見聞を広め、吸収したものを今後の事業運営の一助として下さい。」とあいさつされました。その後、2009年度に青年部会員を3倍以上に増やした栃木県連絡協議会、宇都宮をはじめとする栃木県内の単位会などが表彰されました。

また前日に実施した租税教育活動プレゼンテーションで、最優秀会に選ばれた立川市が事例発表を行いました。

式典終了後「笑顔の日本語 ～ユーモアコミュニケーション～」という演題で、三遊亭円楽師匠による講演会がありました。「ありがとう」と「ごめんなさい」で社会生活をスムーズに。言葉のキャッチボールの大切さを笑いを交えながら講演して頂きました。言葉の持つ大切さ、深さをもう一度痛切に感じさせられる、円楽師匠の講演でした。

来年度は11月18日、三重県の伊勢市サンアリーナをメイン会場に「第25回法人会全国青年のつどい」が行われます。



東京ビジネス・サミット2010 視察研修報告

去る9月2日(木)～3日(金)の2日間東京ビッグサイトにおいて開催された、「第24回東京ビジネス・サミット2010」に、昨年に引き続き、杉谷会長をはじめとする青年部会員10名で参加しました。

東京ビジネス・サミットとは、全国の中小企業の事業拡大に直結するビジネスマッチング（取引先紹介）の場であり、出展企業と商談したい企業

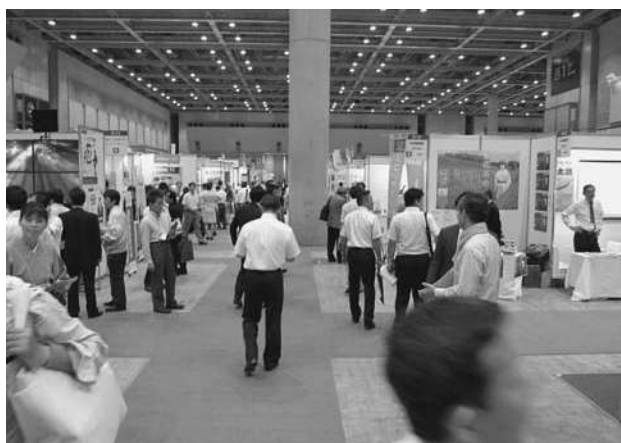
先の経営者、バイヤー等が来場し商談を行います。各出展ブースでは、「IT・経営支援」、「FC・代理店」、「新商品」、「環境」、「シルバー・健康」、

「食」の6つのカテゴリと「地域ベンチャーゾーン」に分かれ、多くの商談が進められていました。出展企業数は418社で、2万2千人もの人が訪れました。諸外国のバイヤーの姿も見受けられました。

各ブースでは、各地の地域資源や新開発の製品、技術が展示してあり、各出展企業は、来場者に対して様々な売込み、提案を行い、そのPRにはとても力が入っており、感心させられました。

特に「食」のブースでは、地域の特産品を活用した商品が注目を引き、多くの人が立ち止まり、興味を示していました。

すべての出展企業について説明することはでき



ませんが、「専門商談会の集合体」の場にふさわしく、実際の取引につながるような企画や展示が設定されておりとても参考になりました。



このような視察研修により改めて地元経済や資源を見つめなおし、また自社企業の発展や地域活性化のヒントをつかみ、青年部活動を通じた地域貢献事業

を展開していこうと思います。

最後になりましたがこの度参加された青年部会員の皆様、大変お疲れ様でした。

囲碁問題
5手まで 黒番

本問のポイントは、黒の5手目にあります。

解答はP 26

(有) 山一電設



今期で創業17年を迎え、平成15年に本社を大田市に移し現在に至ります。

事業内容は電気設備工事部・接地工事部・新規事業部の3部署で事業を行い、最近では大田市内、島根県内の受注も頂き地域の皆さんに大変お世話になっているところです。

電気工事部は一般家庭の新築、改築の電気設備、全国チェーンのフランチャイズ店舗の電気設備の新店、メンテナンス工事、工場の電気設備、船舶の電気設備、また、10年前から始めている太陽光発電設備など電気設備全般を施工しています。

接地工事部は主に中国地方の電力会社、通信会社の雷対策を特殊ボーリング機械を使い、特殊接地工事をしています。他社との大きな違いは短時間でボーリングが出来る為、施工時間の短縮が出来、単発の発注が多いが北海道から九州地方まで工事を依頼され、施工に行くこともあります。

さらに特殊ボーリング機械での井戸掘りも3年前から事業展開しています。

新規事業部では、今、大田市に初の発電式風車

設 立	平成5年
所 在 地	大田市久手町波根西2026
電 話	0854-82-8180
F A X	0854-82-8194
メ ー ル	e-yamaichi@oh-net.com
事業内容	電気設備工事、通信サービス

を建てるため、浜田の風力発電会社と共同で3年前から取り組んでいます。今は未だ風力の調査段階で行政と協力をしながら進行中です。

新規事業部から実際に事業化したのが今年度から始めた携帯電話のQRコードを使った動画の配信事業です。現在のQRコードは静止画像と音声を使ったものが大半ですが、弊社のこの事業では音声と動画が配信できます。例えば、結婚式の招待状に結婚する2人の動画をQRコードにしてシールで貼るなど、安価で簡単に記念に残るものになると思います。

また、この事業は当社の他の事業と違い不特定多数の人に営業できることで、当社としても今後、今まで経験してきた中国5県を駆ける事業所の強みを生かし、事業展開していきます。以上の3部門、役員2名、スタッフ10名と共に、毎日が創業、毎年が企業年度の気持ちを忘れず、地方企業もナンバーワンに成れることを信じこれからも精進していきますので皆様、よろしくお願いたします。



フラワーショップ サザンクロス 有限会社 サザンクロス



設 立 昭和63年 3月 5日
 所 在 地 大田市大田町大田ハ131-1
 電 話 0854-82-9239
 F A X 0854-82-1575
 営業時間 9:00~19:00 (休日 月 1回不定期)

昭和63年にさんのお前に花屋としてオープンしました。また今年3月に隣に移転し新たに手作り雑貨、喫茶部門も増設し開店されました。

緑と花に囲まれた憩いの空間で時間を楽しめることをコンセプトにしています。

雑貨部では、地元で手芸をされている3名の作品をリーズナブルな価格で販売しています。布製品からファッション小物やガーデニング雑貨、その他バックやクツなど品揃えは豊富です。20代から50代の女性には特に喜ばれています。

喫茶部では、毎日作る季節の手作りスイーツがみなさんに喜ばれています。オリジナルブレンドコーヒー、鳩麦コーヒー。ランチではパスタセット各種揃えています。



フラワーショップも、主にギフト商品（グリーンアレンジ・フラワーアレンジ・花束）など結婚式用・誕生日・各種祝い事・お見舞い・お悔やみ用、お客様の希望をオリジナルで入れて個性のある商品を作っています。最近では、ブリザーブドフラワー（原色ドライフラワー）が人気で品揃えは豊富です。

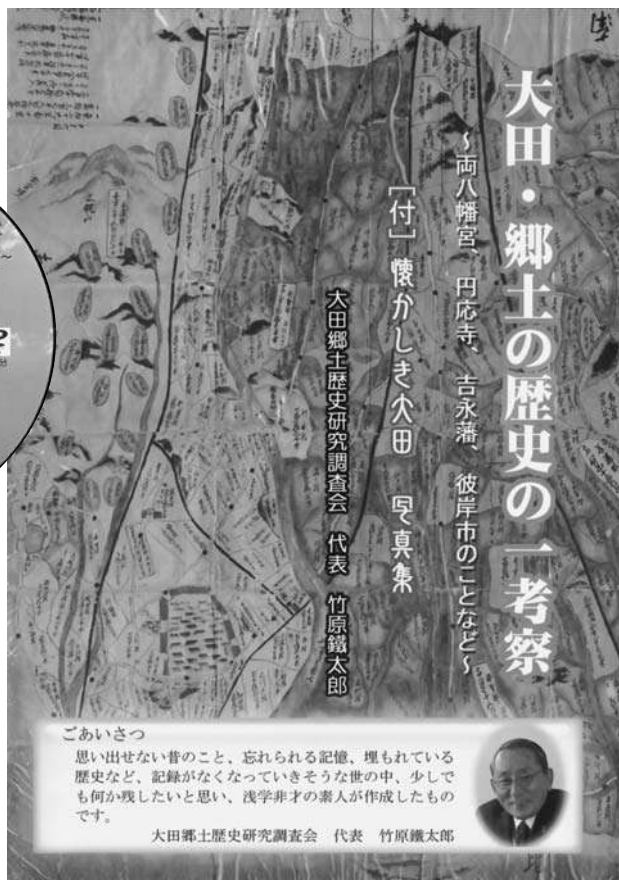
造園部では、35年の経験を活かし「庭師」を志し、和風庭園・洋風庭園・公園工事・庭園管理・公園管理など業務とし、緑とともに暮らせる街を目指しています。

近年は、洋風建築が多く和洋折衷の庭が増えていきます。弊社では、県内では3社しか取り入れていない造園CADを取り入れて、3Dの図面を製作し、お客様の要望も十分に活かした庭造りが楽しめます。

「大田・郷土の歴史の一考察」完成

この度、当法人会副会長の竹原鐵太郎氏が数多くの協力者の方々の支援を得て、自主制作DVD「大田・郷土の歴史の一考察」を完成されました。

これは、「思い出せない昔のこと、忘れられる記憶、埋もれている歴史、記憶がなくなっていくような世の中、少しでも何か残しておきたい」という思いで作成されたものです。4つのテーマにしぼっての映像化です。



このDVDの作成に関しては、大勢の支援者の方々の賜と深く感謝しています。ありがとうございました。新聞に出てから日数が経っていますが、関心のある方には喜んで頂いております。

ご覧になりたい希望の方は、大田市立図書館と仁摩図書館に寄贈してありますので、ご利用下さい。

不正ガソリンに関する情報をお寄せください

広島国税局不正ガソリン110番



フリーダイヤル

0120-283-110

不正ガソリンとは、正規のガソリンにガソリン以外のもの（灯油など）を混ぜたもので、車に悪影響があるばかりでなく、揮発油税の脱税行為になるおそれがあります。



おかしいな…と思ったら不正ガソリン110番!!

- ガソリンを給油後、車の調子がおかしい…
 - ・エンジンがかかりにくくなった
 - ・排気ガスの色やニオイがおかしい
 - ・ノッキングするようになった
 - ・加速性、馬力、燃費が悪くなった
- ガソリンの給油時に変なニオイがした
- ガソリンに何かを混ぜて販売している

税務処理における誤り易い事例

給与所得、退職所得等の 所得税徴収高計算書(納付書)の記載について

納付書には、納付する税額のほか、その月の給与等の支払を受ける人の数や給与等の支払額などを記載することになっています。

具体的な記載例は次のとおりです。

■ 納期の特例の承認を受けている源泉徴収義務者の場合

「納期等の区分」欄	<p>給与、退職手当又は弁護士・税理士・司法書士等の報酬・料金を支払った年月を記載します。なお、納期の特例の適用を受けている場合には、納期の特例の期間の最初と最後の支払年月を記載します。</p> <p>(1) 納期の特例の承認を受けていない場合 【例】平成22年1月分の給料をその支払日である同年1月25日に支給した場合</p> <p>平成 年 月 <input type="radio"/> 「納期等の区分」欄 <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="1"/> (支払分 源泉所得税)</p>	<p>(2) 納期の特例の承認を受けている場合 【例】平成22年1月から6月分の給料を同年1月25日から6月25日に支給した場合</p> <p>平成 年 月 <input type="radio"/> 「納期等の区分」欄 自 <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="1"/> 至 <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="6"/> (支払分 源泉所得税)</p>
「支払年月日」項	<p>その通常の給与について実際に支払った年月日を記載します。この場合、同じ月に給与が2回以上支払われているときは、最後の支払年月日を記載します。</p> <p>なお、納期の特例の承認を受けている場合には、「納期等の区分」欄に記載した期間内に支払った最初と最後の支払年月日を、例えば、次のように記載します。</p> <p>平成 年 月 日 月 日 <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="5"/> ~ <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="6"/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="5"/></p>	



8月7日、温泉津港において温泉津温泉夏祭りが開催されました。昭和46年に始められたこの祭りは今回で39回目。

花火大会と石見神楽をメインとし、今年の来場者は推定5,800人にのぼったそうです。多くの来場者が華々しい祭を楽しむ舞台裏では必死に走り回る実行委員を始め関係者の努力がありました。

従来このお祭は、資金集めは商工会の会長を始めとするは役員の仕事。もちろん実行委員長は商工会長。実行部隊の委員長は商工会青年部長で、そのメンバーでの準備、進行でおこなわれてきました。平成3年より、温泉津町役場職員組合の申し出により会場準備、片付けを手伝っていただくようになり大きなイベントを多くの人数でおこなってきました。

しかし、40人以上いた商工会青年部員も今では10人程に激減。現在は温泉津・仁摩の商工会青年部が合併した銀の道商工会青年部、神楽で交流している京都造形芸術大学の学生の力を借りての開

催となっています。全国の花火

大会での事故が原因なのか警察からの厳しい警備指導等、多くの人が集まってもらえるのは嬉しいもののスタッフの苦労は年々、大変さを増しています。私たちOBも寄付のお願いはするものの、この不景気の中申し訳なく「もう夏祭りはやめてもいいか」とも思うほどでした。

それでも、今年は嬉しいことに温泉津町出身の大田市の職員組合より総勢15人のお助けがあったのです。

今年の、総予算は400万円余だったそうです。20年前は300万円以上の花火の打上でしたが、今年は200万円。それでも実行委員たちの研究心と花火屋さんへの必死のお願いで感動の花火大会であったと思います。つらい時勢の中、寄付を出していただいた方、実行委員会、実行部隊の銀の道商工会青年部、京都造形芸術大学の学生、市役所職員組合に感謝でした。

社団法人 石見大田法人会主催

第50回記念 会員親睦チャリティーゴルフコンペ

記念すべき、第50回会員親睦チャリティーゴルフコンペが、4月24日（土）大社カントリークラブに於いて参加者25名、7組の参加のもと、賑やかに開催されました。

スタート時は雨模様で、的場会長挨拶の後、美久我、国引両コースに分かれてプレーが開始されました。

午後からは天気も回復したことで、好プレー、珍プレー、ナイスショット、ミスショットなど笑顔や苦笑の顔が続出し、法人会コンペならではの雰囲気での異業種交流、また老・壮・青の歓談の場としての会員親睦ゴルフコンペの一日でした。

表彰式

競技終了後、クラブハウス2階に於いて、懇親会が開かれ、当日の成績を見せ合い満足やら反省やらと、楽しい談笑の内での成績発表、表彰式が始まりました。

優勝	山下 正一（宍山一電設）
準優勝	矢野 孝一（三井金属資源開発(株)）
3位	柳楽 幸男（三瓶生コン(株)）
4位	田平 康夫（三井金属資源開発(株)）
5位	植田 和人（(株)ウエダ）
B G	山下 正一（宍山一電設）
B B	黒川 稔（(株)山陰合同銀行）

その他、飛び賞、年次賞、DC賞、NP賞、DT賞など沢山の賞品と共に、参加者全員に参加賞として恒例の手打ちそばも渡され、和やかな雰囲気の内を終了いたしました。



優勝の喜び

優勝者 山下正一氏

毎回参加させて頂く、法人会チャリティーゴルフコンペの第50回の記念大会で栄えある優勝をさせていただきありがとうございました。

これもひとえにコンペに参加された皆様と楽しくゴルフをプレイさせていただいたお蔭とおもいます。

ゴルフをはじめて4年の私ですが、法人会の皆様はもちろんのことゴルフという共通の話題を持つことが出来、20代から大先輩と多くの皆様とのご縁をいただきました。

法人会ゴルフコンペでは、ゴルフの話だけでなく、商いの話や大田市のまちづくりの話をしながらか楽しい時間をすごさせていただいています。

この楽しいゴルフコンペが第50回から100回、200回と続くことを心から願ひまして優勝者の挨拶とさせていただきます。

ちなみに優勝賞品のデジタルテレビは事業所の私の机の上で大活躍しています。



石見銀山 うらばなし

～その魅力を探る～④

石見銀山ガイドの会 顧問 西本俊司

大森の大火

はじめに

2010年、日本の新たな世界遺産登録はゼロ！の報に接し、これで石見銀山は2011年の7月までの3年間、日本で14番目、日本で一番新しい・最も旬な世界遺産であることが確定した。こうして3年連続、日本の世界遺産誕生はなくなった。

東京の「国立西洋美術館本館」を含む、フランスの世界的建築家「ル・コルビュジエの建築と都市計画」（日本・フランスはじめ6か国が共同推薦）が2009年6月の世界遺産委員会で登録を見送られた。6か国の書類提出ができれば、2008年登録延期となった「平泉一仏国土を表す建築・庭園及び関連の考古学的遺跡群」（岩手県）、自然遺産の「小笠原諸島」（東京都）とともに、2011年の登録審査を受けることが決まっている。

さて、私は大森町のタワー的役割を果たしている高台にある観世音寺の境内から、町並みの南方はるかに望む石見銀山の中核をなす「仙ノ山」と、この4月から電線が地中化されてすっきりと生まれ変わった大森の町並みを見下ろしている。

新緑に囲まれた町並みを見降ろしながら、その昔、この町を襲った火事で、凄まじい猛火の中を逃げ惑う人々と悪魔のつめ跡に呆然と立ち尽くした人々に想いを馳せて、今回はその実態に迫ってみようと試みた。

大火の模様

今を去る210年の昔、大森の町並みの大半を焼失する大火があったことは、地元の町民でさえ記憶から薄れ去ろうとしている。この度、町内にある勝源寺（浄土宗）の11世明誉上人の口述記録「公私諸用録」〈寛政12年3月出火の弁〉が手に入ったので、それをもとに原文を生かしながら、一部を現代風書き改め、当時の様子を再現して大森町大火の模様を記し、皆様に伝えてみたいと思う。資料の地図を見ながら読んでいただきたい。（ ）は筆者の註、補足

寛政12年（1200）庚申3月24日、当日は晴天で西風が烈しく吹いていた。昼九つ時（正午頃）、町内駒の足地区、栄泉寺前の向側、町並みにある油屋友七という紺屋の裏より出火した。（写真①）火は烈風により風下へ延焼していった。栄泉寺は飛び火で土蔵一か所を留めたが、他はことごとく炎上した。火は前庭にあった樅の大木を焼き、舞い上がり、約5～60メートル離れた銀山川向かい



写真① 火元となった栄泉寺前の家並み

石見銀山 うらばなし

～その魅力を探る～④

の高台にある大音寺に飛び火して、(写真②) 堂舎一介も留めず、風撃ち火舞い暫時に町中へ偏満し火道は定まることなかった。

(ここで火は二手に分かれ、一方は新町通りを焼き下がり、一方は大音寺裏山の金毘羅山に燃え移っていった)

栄泉寺の下、駒の足から新町を焼き下がった火は新町橋を焼き(写真③)、中市通りを全焼し、中市橋も焼け落ちた。この内、大きな造り酒屋の泉屋とその裏、川向うの西性寺と隣の醤油醸造の原屋磯助宅などが災いを免れた。(後述の寛政の大火異聞参照)(写真④) 中市橋川岸の貸家まで焼亡したが、続きの稲荷社と庵室は不思議に災いを免れた。(稲荷社は明治の末頃城上神社に合祀された) 中市橋を焼いた火は、下市より十歩(じゅうぶ) 通り(熊谷家より下の町名) に移り、門前(宮の前) の家まで一統残りなく焼き尽くした。暮六つ(午後6時ごろ) に至り家尽きて火鎮まった。

一方の火は、金毘羅山へ燃え上がり(神社は幸いに無事だった) 山続きの観世音寺の後ろから廻って(当時今の県道の掘割はなかった)、本堂・庫裡・鐘楼・表門・土蔵まで全焼した。さらに春日山(現井戸神社裏) へ火が入り、麓の松の大木数本が焼き上がり、春日神社の本社・末社・鳥居・神主宅など前後合わせて近辺の家すべて残るところなく灰燼と帰したが、御銀蔵は防ぎ留めた。(春日神社はその後大正7年頃井戸神社移転造営の際城上神社に合祀された) 火は山続きの愛



写真② 飛び火してきた大音寺跡より栄泉寺を望む(川向う約50メートル)



写真③ 火は、上方の「駒の足」地区から手前の新町橋を焼いて、燃え広がる



写真④ 中市通り、造り酒屋のあった泉屋(ポストのある郵便局)と川向うの西性寺

石見銀山 うらばなし

～その魅力を探る～④

宕山へ焼き上がったが愛宕社は幸いに災いはなかった。風は旋回し火は翻って下に降り、向屋敷4軒、中間長屋23軒、物置納屋に至るまで一か所も残りなく立ち処に焼亡した。火は川向うの高台にあった惣鎮守城上大明神の森の大木に飛び火し、本社・拜殿・末社・宝蔵・鳥居・神主宅など一瞬の間に火となって、絵馬堂だけ残った。(写真⑥)

ここで火道はまた上下へと分かれ、一方は宮の前町家並み、御陣屋（代官所）ことごとく類焼したが、本陣と銀蔵（本陣内にもあったのか？）と十歩番所（表門上下の番所の別名）は防ぎ止めた。

一方の火は宮の下へと焼き下り、塗り家（土蔵造り）数軒を残してその余は残りなく焼失した。その火は小林亀谷へ飛び、所々山林竹木数多焼焦した。夜に入り風静まり雨催し、未曾有の大火もやっと鎮火した。

大火の記録

○大森の町を山から町からと猛火で包み、家の3分の2を焼失した悲惨な出来事ではあったが、昼火事であったため、死傷者が伝えられていないことは、不幸中の幸いであった。

○焼失した家数

- ・神社2…城上神社、春日神社
- ・寺院5…栄泉寺、大音寺、教信寺（新町バス停近くにあり、新町橋畔の祠が名残りと言う）観世音寺、石上庵（新町？）
- ・社家（神主の家）4…春日1、城上3、
- ・武家61…中間長屋23を含む
- ・町家219

計291軒 他に土蔵26棟



写真⑤ 熊谷家から代官所へ通ずる十歩通り



写真⑥ 大森の語源となった城上神社の大木も5～6本を残して、社殿とともに燃上した

○火災を免れた家数

- ・寺院8…勝源寺、西性寺、妙蓮寺、正寿寺、稲荷庵、薬師寺？羅漢寺他1か寺
- ・武家8…本陣、上下番所他5軒
- ・町家80…但し火事場に6軒残る

○救済の記録

- ・御代官…米20俵
- ・泉屋…米20俵
- ・肥後屋…米20俵
- ・田儀屋米…5俵

○石見銀山領各組、各村より銀、銭、米、茶などを取りまとめて寄付

- ・佐摩組…佐摩、大国、仁万、宅野、温泉津他18か村
- ・大田組…大田、川合、池田 他15か村

- ・波積組…波積、浅利、福光、井田 他35か村
- ・九日市組…粕淵、志学、都賀 他32か村
- ・大家組…大代、川本、三原 他29か村
- ・久利組…行恒、磯竹、久手、波根、富山 他27か村

【閑話】

寛政大火異聞（ゆもじ火事）

この大火を、町の古老は「ゆもじ火事」と言っ
て今に伝えられています。ゆもじ（湯文字）と
いっても今の人ほとんど分かりません。観光客
に尋ねてもほとんど反応はありません。「婦人の
腰巻き」のことですよと言うと、中にはうなずく
高齢の婦人もいます。

なぜこの火事をそのような名前と言ったので
しょうか。

火事の詳細は前述の通りですが、町並みを焼き
下がっていった火は、中市の造り酒屋・泉屋（川
北家・今の郵便局の場所にあった大きな家）と醬
油醸造の原屋磯助宅が不思議に焼けず、泉屋の対
岸の西性寺という大きなお寺も焼け残ったのです。

（写真⑦）

泉屋には子守や手伝いのおなご衆7、8人を
含めて30人近くの人働いていました。さて、当日、
火はごうごうと音を立て風に乗って迫ってきました。
家の中では「水をかけろ」「大事なものを持
ち出せ」と上を下への大騒動でした。

その時、年かさのおなご衆が、故郷の家で祖母
が言っていたことばを、ふと思い出しました。「火
は赤いものを嫌って逃げる」「そうだ」と、おろ

おろしているおなご衆を集めて、「早く早く、湯
文字を脱いで、急いで屋根の上に上がるのよ」と
大声で命令しました。「火事でお姉さんは気でも
狂ったの」と戸惑う者もいましたが、あまりの剣
幕に、言われる通り「ゆもじ」を解いて恐る恐る
屋根の上に上がりました。8人のおなご衆は、白
い太ももあらわに、お姉さんのする通り、火に
向かって湯文字を振り回しながら、黄色い悲鳴と
もつかない大声で「来ないで」「あっち行って」
と、てんでに叫んだのでした。

さすがの猛火も、この声と勢いにためらったの
か、原屋とその近辺を避けて、代官所の方へ渦を
巻いて燃え広がっていったということです。

その時の「ゆもじ」が、赤かピンクかねずみ色
かは定かではありませんが、赤は火の魔よけとし
て、神社仏閣は朱塗りにされているとも言われて
います。一説には、女性は（水）を表すと古代信
仰で扱われていて、水（女性）が火（ゆもじ）を
支配し導いたところから、火を防ぐのに赤（ゆも
じ）が効果があるという俗信が生まれたのでしょ
うか。



写真⑦ 災いを免れた西性寺とその近辺

石見銀山 うらばなし

～その魅力を探る～④

だから、現在の消防自動車は赤になったのでしょ。いやそれは真っ赤なウソです。などと駄洒落を言ってガイドをしていると、時々厳しい指摘を受けることがあります。「ガイドさん、ここではそんな不浄な赤い布を使うのですか。私の故郷青森では、先祖代々赤い布をきちんと畳んで箱に入れて、火事の時にこれを振るよにと言い伝えられているのですよ。」「私の実家は山形の銀山温泉の旅館ですが、赤が火を嫌うということは子供の時から言い聞かされていました。今でも家の棟上げ式の時には梁に赤い布を垂らして火災除けの儀式をしていますよ。」消防自動車が赤になったのは真っ赤なウソではなかったことを、観光客の方に証言してもらうこともあるのです。

大火の残したもの

○火災の後、町の人々は、他村の親戚を頼って去った者、「火事普請」景気を目当てに町へ入って復興事業で儲けた者、大森の繁栄を夢見て他村より来住した商人などいろいろいたが、新陳代謝により、町の様子は変わったといわれている。



写真⑧ 軒裏を漆喰で塗り込め、隣家との間に防火壁を設けた家

○僅か半日で、300軒近くを焼いたこの火災は、萱葺きやわら葺きの家が連続していたことが大火の原因であったと言われている。火災後、代官所より「町並みは瓦葺き、または板葺きに改めるべく、萱・わら葺きは一切相成らずと仰せ出された。」火災に強い町づくりの切り札が、石州瓦発展の原点であったのかもしれない。

○火は軒裏を伝って延焼すると言われていることもあって、2階の軒裏だけでも土壁・漆喰（しっくい）で塗り込めた家が今でも残っている。（写真⑧）瓦葺の屋根に白壁、や中塗りの土壁が入り混じった現在の町並みの形が出来上がったのであろう。

○家々が密集する大森の町並みには、防火帯を作るにも土地の余裕がなかった。当時40代目の代官大岡源右衛門孟清は、（当時30歳代で10年間勤務、火災の4年後に転勤）火災の復旧にずいぶん苦労したと伝えられている。災害復旧の手始めに代官所の隣（城上神社寄り）に火除け地を確保したと言われている。（写真⑨）

○銀山地内と町並みは狭い谷間にあり、「家は家



写真⑨ 代官所元締屋敷の隣に大火後確保された火除地（防火帯）

の上に重なり、軒は軒の下に連なり」と言われてきたように、火事に弱く、寛政年間だけでも銀山で9年に92軒焼失、12年に24軒焼失という記録もある。

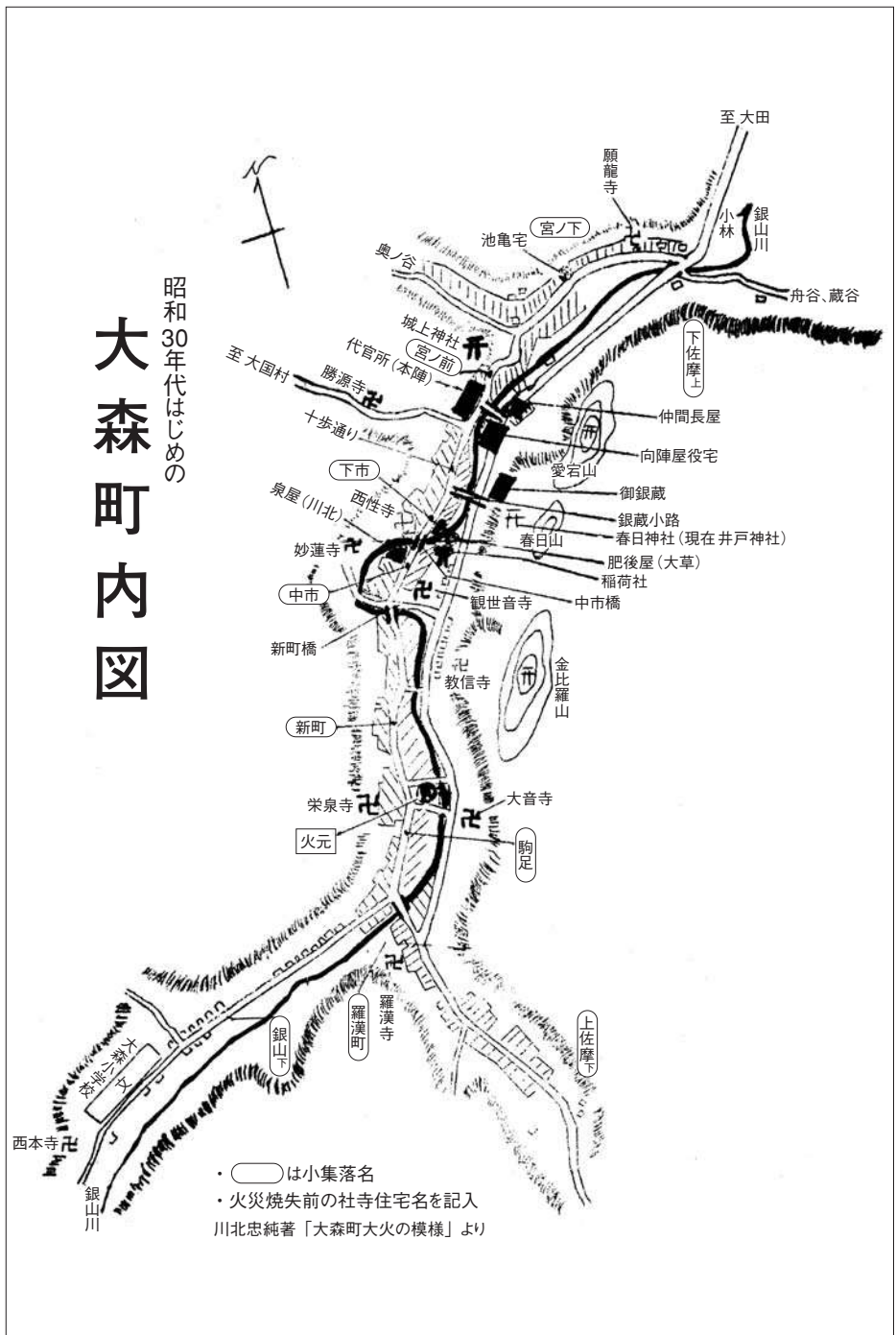
○消火の水源である銀山川は、急傾斜気味で、雨後は水量があるが、平生は水量の少ない川となってしまう。平成6年に、文化庁の助成によって、防火施設として、銀山地内に大きな消火用の貯水槽が設けられた。そこから水が引かれ、町並みに50数か所の消火栓が設置されて防火体制が整えられている。

こうして、先祖たちの大火による大きな犠牲と教訓によって、大森の町は現在の美しい家並みと防火体制が整えられて、安心して生活ができることに一町民として感謝しているところである。

昭和62年、伝統的建造物群保存地区に指定され、世界遺産とともにいっそう美しく整備されたことも幸せなことである。

大森町内図

昭和30年代はじめの



(参考文献)

- ・「石見銀山」第4号 大森町文化財保存会
- ・「大森町大火の模様」川北忠純著
- ・「石見銀山歴史散歩」大國晴雄著

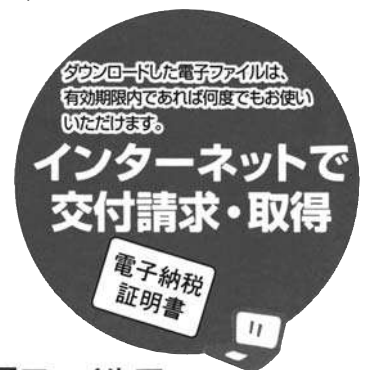


とっても便利です!



納税証明書の 交付請求は 便利なe-Taxで!

(国税電子申告・納税システム)



e-Taxを利用して納税証明書の交付請求をすると、納税証明書を電子ファイルで取得できるほか、書面の納税証明書を郵送又は税務署窓口で受け取ることもできます。

島根県の電子入札に参加されている会社は、絶対に利用すべきですね!



e-Taxの魅力を熱く語る波多野氏

Hatano Satoshi
波多野 諭 氏

1950年 島根県生まれ
東幸建設(株) 代表取締役社長
(社)石見大田法人会 常任理事

今回は、東幸建設(株)の代表取締役社長という激務を精力的にこなすかたわら、(社)石見大田法人会の常任理事として、会の活動・活性化に心血を注がれている波多野社長にe-Taxの魅力、特に、「e-Taxを使った納税証明書の交付請求」の魅力についてお話を伺いました。

波多野社長は、e-Taxによる申告をいち早く始められ、e-Taxの利便性を実感されているe-Taxファンの1人でもあります。

Q e-Taxで申告等をされる魅力は

一番の魅力は、「時間が節約できること」ですね。自宅に居ながらにして、また、税務署の開いている時間を気にすることなくインターネットを利用して申告書を提出したり、税金を納めることができるなど時間が節約できることが一番の魅力ですね。

時間だけは買うことができませんからね。私たち経営者は、如何に時間を有効かつ、効率的に使うかを考えていかなければいけないと思いますよ。

この時間に対する概念は、経営の効率化のためには絶対に必要なことです。e-Taxの導入は、会社経営の効率化のためにも必要なことだと思います。

◆e-Taxを利用した 納税証明書の交付請求・発行手続

電子ファイルで取得 

書面で取得 

郵送受取 

窓口受取 

① 納税証明書交付請求書の作成 ●e-Taxソフトで納税証明書交付請求書を作成します。
※書面での取得を希望される方は、「納税証明書交付請求書（書面交付用）」を選択してください。また、受取方法の入力で「郵送（簡易書留）」、「郵送（普通郵便）」、「税務署窓口」のいずれかを選択してください。

② e-Taxへの送信 ●①で作成した交付請求書に電子署名を付与し、e-Taxへ送信します。

③ 発行内容の確認 ●e-Taxのメッセージボックスから納税証明書の作成状況、受付番号、納付番号、確認番号、交付手数料、郵送料等を確認します。

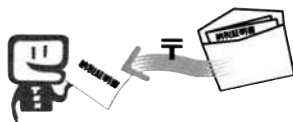
④ 手数料の納付 ●インターネットバンキングやATM等からペイジーを利用して、手数料を電子納付します。
●郵送での受取を希望された場合の手数料には、郵送費用相当額が加算されます。
※手数料等の電子納付ができる期間は、「納税証明書発行受付結果」がメッセージボックスに格納された日から30日間となります。

●税務署窓口において手数料を納付します。

⑤ 納税証明書の取得 ●手数料の納付が確認されると、電子納税証明書（電子ファイル）のダウンロードが可能となります。



●手数料等の納付を確認後、納税証明書が郵送されます。



●税務署窓口で納税証明書が受け取れます。
※代理人による受取も可能です（委任状が必要となります）。
※本人（代理人）であることを確認できるもの及び受付番号が分かるものをご持参ください。



- (注) 1 電子納税証明書（電子ファイル）を請求される場合は、あらかじめ提出先に対して、電子納税証明書の提出が可能かどうか確認してください（電子納税証明書は、電子ファイルが原本ですので、電子ファイルを提出することになります）。
※電子納税証明書を紙に出力したものは納税証明書ではありません。
- 2 e-Taxの利用可能時間は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後9時（祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。）までとなりますので、納税証明書の交付請求、手数料の納付及び電子納税証明書（電子ファイル）のダウンロードも、上記利用可能時間内に行う必要があります。
※利用可能時間は、今後変更する場合がありますので、事前にe-Taxホームページで確認してください。

詳しくはe-Taxホームページ〈www.e-tax.nta.go.jp〉をご覧ください。

国税庁

Q e-Taxで特にお奨めの手続は

最近、初めて知ったのですが、e-Taxを使って「納税証明書の交付請求」を行うことができるそうですね。これは絶対に便利と思います。税務署が開いていない時間でも交付請求でき、都合の良い時間に取りに行けばよいので、時間の節約になりますね。忙しく仕事をされている方には絶対にお奨めです。

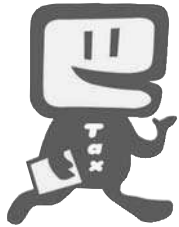
特に、島根県の電子入札に参加されている方は、電子証明書とカードリーダーを既に持っており、新たに準備する必要もなく、直ぐにでも利用できますからね。

Q 法人会会員企業にひと言

法人税などの申告にe-Taxを利用されている会社は多いと思いますが、納税証明書の交付請求に利用されているところはほとんどないと聞きます。

e-Taxには、便利な点が多々ありますから、まだ、利用されていない会社は、是非、直ぐに登録され、利用されることをお奨めします。法人会会員企業としてe-Taxの普及のためにも、e-Taxで納税証明書を交付請求しましょう。

詳しい手続方法などは次ページをご覧ください。



納税証明書の 交付請求は

便利なe-Taxで!

e-Taxを利用して納税証明書の交付請求をすると、納税証明書を電子ファイルで取得できるほか、書面の納税証明書を郵送又は税務署窓口で受け取ることもできます。

e-Taxで納税証明書を交付請求するメリット

- ☀ 手数料が安価です。➡ 1年度1枚につき370円(通常は400円)
- ☀ 税務署へ出向かなくても、郵送で受け取れます。(別途郵送料が必要となります。)
- ☀ 大量の枚数でも、税務署窓口ですぐに受け取れます。

I 事前準備

- 1 パソコン、インターネットができる環境
- 2 電子証明書、ICカードリーダライタの取得



【e-Taxで使用できる電子証明書の発行機関名】

- | | | |
|-------------------|-----------------------|---------------|
| ・公的個人認証サービス(市区町村) | ・(株)中電シーティーアイ | ・日本電子認証(株) |
| ・商業登記認証局(法務局) | ・(株)帝国データバンク | ・(株)ミロク情報サービス |
| ・(株)NTTアプリエ | ・東北インフォメーション・システムズ(株) | ・四国電力(株) |
| ・ジャパンネット(株) | ・日本商工会議所 | など |

- 3 インターネットバンキング等の契約 (税務署窓口で受け取る場合は不要です。)

「税金・各種料金払込みサービス」(ペイジー)が提供されている必要があります。
なお、インターネットバンキング等の契約をしていなくても、ペイジーマークの表示があるATMを利用して手数料を納付することができます。



II ご利用開始までの流れ

① e-Taxをはじめてご利用になる場合は、所轄の税務署にe-Taxの開始届出書をオンラインで提出して「利用者識別番号」を取得します。

※ 開始届出書を提出する前に、必ず関与税理士に、届出書の提出の有無等をご確認ください。

② パソコンにe-Taxソフトをインストールします。

③ e-Taxソフトを起動し、初期登録(電子証明書の登録等)します。

詳しくはe-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)をご覧ください。



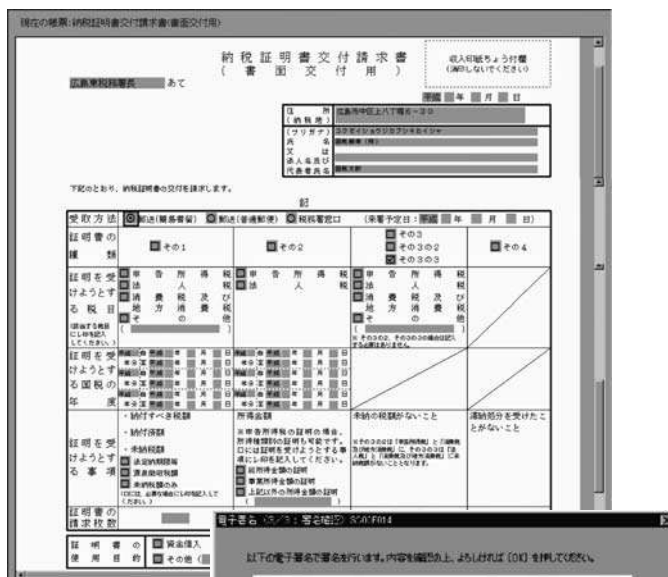
III e-Taxを利用した納税証明書の交付請求・発行手続

1. 納税証明書交付請求書の作成・送信

e-Taxソフトで納税証明書交付請求書を作成・電子署名を付与し、e-Taxへ送信します。
 ※書面での取得を希望される方は、「**納税証明書交付請求書（書面発行用）**」を選択してください。また、受取方法の入力で「郵送（簡易書留）」、「郵送（普通郵便）」、「税務署窓口」のいずれかを選択してください。

「税務署窓口」を選択した場合は、税務署窓口への来署予定日を入力してください。

※税務署での発行手続後、メッセージボックスに「納税証明書発行受付結果」が送信されます。



2. 発行内容の確認、手数料の納付

e-Taxのメッセージボックスから納税証明書の作成状況、受付番号、納付番号、確認番号、交付手数料、郵送料等を確認します。

【郵送受取（書面）の場合】

画面の「インターネットバンキング」ボタンをクリックし、画面の案内に従い、手数料及び郵送料の納付を行います。

※ATMを利用して納付する場合には、画面に記載されている情報が必要となりますので、メモが印刷をして、P^{ay}day（ペイジー）マークの表示があるATMで納付してください。

【窓口受取（書面）の場合】

納税証明書の交付時に、現金又は収入印紙により窓口納付していただきますので、電子納付の操作は不要です。

【電子納税証明書の場合】

「納税証明書発行受付結果」画面の「発行」ボタンをクリックすると「インターネットバンキング」ボタンが表示されるので、郵送受取の場合と同様に手数料を電子納付します。



各金融機関のポータルサイトへ移動します。

電子納税証明書の場合、手数料納付後このボタンからダウンロードします。

3. 納税証明書の取得

【郵送受取（書面）の場合】

税務署で手数料等の納付を確認後、納税証明書が郵送されます。

【窓口受取（書面）の場合】

交付請求書に入力した「来署予定日」に、税務署窓口で納税証明書を受け取ります。

※代理人による受取りも可能です（委任状が必要となります。）。

※本人（代理人）であることを確認できるもの（運転免許証等）及び「納税証明書発行受付結果」に記載されている「受付番号」をご持参ください。

【電子納税証明書の場合】

手数料納付後、メッセージボックスから電子納税証明書（電子ファイル）のダウンロードが可能となります。

※電子納税証明書を請求される場合は、あらかじめ提出先に対して、電子納税証明書の提出が可能が確認してください。

経営者大型総合保障制度
創設40周年記念
加入企業数純増キャンペーン

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

法人会の経営者大型総合保障制度

昭和46年に発足し、法人会会員企業のみならずと
共に歩んできた「経営者大型総合保障制度」は、
平成23年に創設40周年を迎えます。



HOP 38
2009

STEP 39
2010

JUMP 40
2011

40周年に向かって、ホップ・ステップ・ジャンプ

「ビッグハート・ネットワーク」

経営者大型総合保障制度

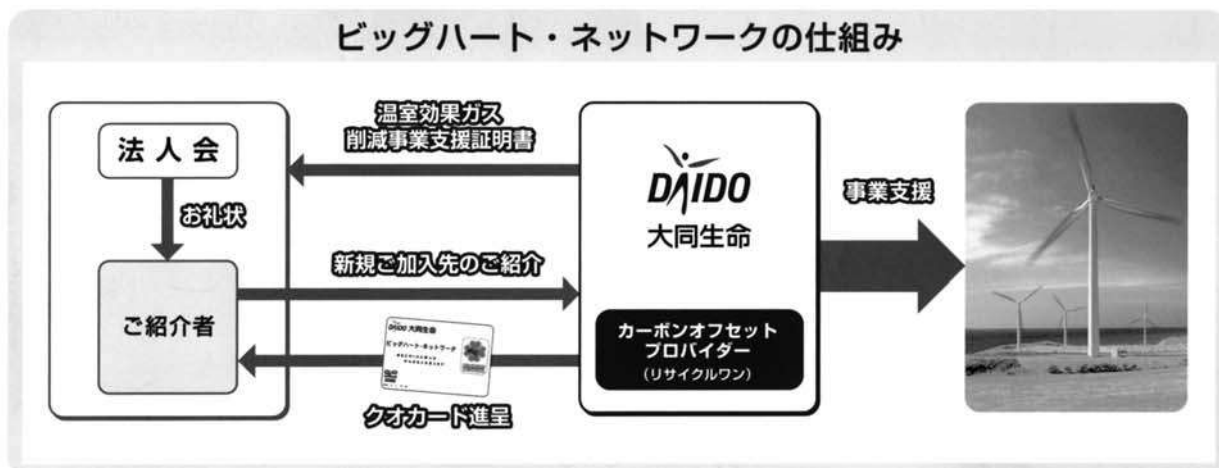
新規ご加入先のご紹介による社会貢献活動(CO₂削減事業)



ビッグハート・ネットワークとCO₂削減事業

ビッグハート・ネットワークは経営者大型総合保障制度の新規ご加入先をご紹介いただく運動です。ご紹介により未加入企業さまが経営者大型総合保障制度をご採用いただいた場合、一定基準のもとCO₂削減事業を支援しております。(地球温暖化防止につながるカーボンオフセット)

ビッグハート・ネットワークの仕組み



「カーボンオフセット」とは

地球温暖化を防止するための手段として、カーボンオフセットがあります。カーボンとは「CO₂」を、オフセットは「打ち消す」を表します。自分たちの省エネなどの努力で削減しきれない「CO₂」を、他者のCO₂削減プロジェクトの支援等により削減することで、打ち消すことを言います。

ビッグハート・ネットワークでは、CO₂排出量の増大が今後見込まれるも、資金・技術に乏しい発展途上国等におけるプロジェクトを支援しています。

※具体的なカーボンオフセットの仕組みについては、大同生命の制度推進員までご照会ください。

DAIDO 大同生命保険株式会社

本社 / (大阪) 〒550-0002 大阪市西区江戸堀1丁目2番1号
(東京) 〒105-0022 東京都港区海岸1丁目2番3号
ホームページ <http://www.daido-life.co.jp/>

お問い合わせは

松江営業支社出雲営業所

〒693-0028 出雲市塩冶善行町 12-2
TEL (0853) 21-4552 FAX (0853) 24-1713

法人会の地震対策プラン

企業財産保険+地震・噴火危険補償特約(財物損害補償特約用)

会員専用

世界有数の地震国、日本! いつ、どこで大地震が発生しても 不思議ではありません。

地震災害のリスクに備えて、
回避・低減の対策を。



●地震・噴火危険補償特約(財物損害補償特約用)を
おつけになれるもの

建物

什器・備品

機械類

(商品、製品等はお引き
受けしていません。)

注:ご加入の際には引受けに必要な情報収集を行いますので、ご協力をお願いします。

保険の対象、建物の構造、建築年月によってはお引き受けできない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

引受保険会社

AIU保険会社

エイアイユー インシュアランス カンパニー

〒130-8560 東京都墨田区錦糸1-2-4
TEL03-3216-6611

詳しいお問い合わせは

0120-321-564

通話料
無料

受付時間:午前9時から午後5時まで/土日・祝日・年末年始を除く

FAX:03-5619-2529 URL:<http://www.aiu.co.jp>

この広告は保険の概要をご案内するものです。この保険の詳細につきましては
左記電話番号、または弊社、弊社代理店にご照会ください。

アフラックは
「がん保険」も
「医療保険」も
契約件数 **No.1**
(平成20年版「インシュアランス生命保険統計号」より)

法人会
会員企業に
お勤めの
皆様には

お1人から
でも

集団取扱料率の
割安な保険料で
ご加入いただけます。

がん保険から
考えるならこちら

病気やケガから
考えるならこちら

— 法人会 —

— 法人会 —

生きる気持ちに、本気で応える
がん保険
フォルテ
トータルケアプラン LOVE150

もっと頼れる医療保険

新EVER

エヴァー

トータルケアプランLOVE150の場合

保険期間：終身

特長 1 初めて「がん」と診断確定されたら 「上皮内新生物」の場合
一時金 **50万円** (それぞれ1回限り) **5万円**

特長 2 入院はもちろん通院も日額 **1万円**

特長 3 ライフサポート年金 (再発してもしなくても)
がん診断後2年目から5年目まで 1年につき 年金 **25万円×4年間** ※
●上皮内新生物は保障の対象外となります。 ※生存されている場合

「病気・ケガ」の保障 (一生涯保障)
入院給付金日額10,000円 スタンダードプラン

病気・ケガで入院したとき	疾病入院給付金 災害入院給付金	1日につき (1日目から)	10,000円
病気・ケガで手術を受けたとき、放射線治療・先進医療を受けたとき	手術給付金	手術 1回につき	入院あり※ 10万円 入院なし※ 5万円
	放射線治療給付金	開頭・開胸・開腹手術など 1回につき	40万円
	先進医療一時金	1回につき	10万円
病気・ケガの入院後に通院したとき	疾病通院給付金 災害通院給付金	1日につき	6,000円

その他にも右記の保障があります。 **手術 先進医療 死亡**

●保険期間：終身 ●契約年齢：0歳～満80歳
●入院給付金日額10,000円については、ご契約年齢・ご職業などによっては入院給付金日額5,000円となる場合があります。

●月払保険料一部抜粋 (集団取扱・保険料払込期間：終身)

〈新EVER〉入院給付金日額10,000円

月払保険料	契約日の満年齢		男性	女性
	30歳	40歳		
	30歳	40歳	3,958円	4,048円
	40歳	50歳	5,224円	4,704円
	50歳	60歳	7,322円	6,156円

入院給付金日額5,000円もあります。 ※2009年8月24日現在

〈ご確認ください〉

◎この資料は、記載の保険(プラン)の概要を説明しております。保障の開始と期間、保険料、解約払戻金などの詳細については、「パンフレット(契約概要)」や「ご契約のしおり・約款」にてご確認ください。

◎お仕事の内容や健康状態などによってはお申込みをお受けできない場合があります。

◎資料請求いただいたお客様の個人情報の利用目的は、①当社、その関連会社・提携会社の各種商品やサービスの案内・提供・維持管理、②当社業務に関する情報提供・運営管理、商品やサービスの充実となります。また、これらの利用目的のために個人情報が当社指定の代理店に提供されることにつきご了承ください。

●月払保険料一部抜粋 (集団取扱・保険料払込期間：終身)

〈アフラックのがん保険 f(フォルテ)〉入院日額10,000円コース (1倍)
[トータルケアプランLOVE150]

契約年齢	30歳	40歳	50歳	60歳
保険料は男女共通	2,593円	3,620円	5,034円	6,908円

●契約年齢：0歳～満80歳

※2009年8月24日現在

■引受保険会社(お問い合わせ先)

「生きる」を創る。
Aflac
アフラック
(アメリカンファミリー生命保険会社)
島根支店
〒690-0003 島根県松江市朝日町498-6
法人会フリーダイヤル 0120-876-505

■代理店
石見大田法人会 0854-82-0765
代理店 (有)チェスト 0854-82-2226
松栄(株) 0854-82-6730

税のこぼれ話

お金の穴

税金とお金は切っても切れない縁がありますが、「お金の穴」についての話題をひとつ。

お金は、古くから日本の経済の秩序を担ってきました。

今ではあまり実物は見られなくなりましたが、「古銭」と呼ばれる時代には、和同開珎から寛永通宝に至るまで多くの種類が作られました。

ところが、これらの「古銭」に開いた「穴」は全部四角だということをご存知でしょうか。

実はどうしても穴が四角でない都合が悪い理由があったのです。

昔の銭は一度に何十枚も連なった形で鑄造されました。これを一枚一枚切り離してからやすりで仕上げなければならなかったのですが、一枚一枚作業していたのでは手間がかかり効率が悪いので、穴に棒を通していっぺんにやすりかけるやり方が普及しました。

そのとき、銭が回転するとやすりがかけられないので、銭が回転しないよう穴が四角になったという訳です。

ちなみに、現在の貨幣（コイン）に開いている穴は丸いのですが、これは磨耗が少ないという理由もありますが、そう深い意味はないそうです。



編集後記

今回も発行予定が遅れてしまいました。関係者の皆様にはご心配をお掛けいたしました。お詫び申し上げます。

長引く不況に追い討ちを掛けるような円高と厳しい経済環境のなかではありますが、石見大田法人会の会員のなかには嬉しい知らせもあります。大森の中村ブレイス株式会社（代表取締役社長中村俊郎）さんでは社団法人企業メセナ協議会のメセナアワード2010においてメセナ大賞を受賞されました。

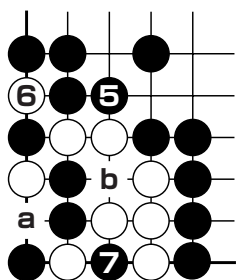
また毎日新聞社による第22回毎日国際交流賞も受賞されました。

日頃より石見銀山が世界遺産に登録される以前からその価値を人一倍認識され、その思いをしつ

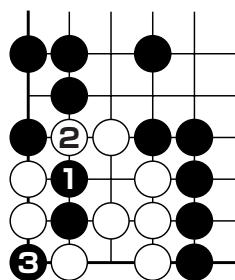
かりと地元をはじめ多くの方に伝えておられた事を私共は見えてきています。そして世界遺産の登録へのご尽力にも敬服致しましたが、そのこよなく愛する大森においてしっかりとした企業基盤を作られ地域に貢献されてきたことと併せ国際的にも貢献されてきておられること、幾分のことは地元のものとは理解しています。そのことが全国的に評価されましたことを心よりお慶び申し上げますと共に喜びをわかちあいたい思いでいます。更に中村ブレイスさんの発展と中村社長さんのご活躍をご期待申し上げます。

今回の天領発行に当りお世話を頂きました皆様に感謝を申し上げ編集後記と致します。

齊藤



2図 (正解続き)



1図 (正解)

1図 (正解)
黒1から白4までは必然の進行です。
2図 (正解続き)
ここで、黒5とアテるのが好手です。白6の取りには、黒7と取る両コウで白死です。黒5でaは白bのアテでコウです。

外からアテで両コウ

囲碁解答

社団法人石見大田法人会
会報「天領」第54号

平成22年11月 発行

発行所 社団法人石見大田法人会
編集 広報委員会委員長 齊藤 寛
大田市大田町大田商工会議所内
TEL (0854) 82-0765

印刷 (有)つきはし印刷
大田市鳥井町鳥越413-42
TEL (0854) 82-0540
